

(仮称) 夜間休日応急診療所リース発注業務に係る要求水準書

1 敷地概要

- (1) 建設予定地 高槻市八丁西町1-10 (市営弁天駐車場)
- (2) 敷地面積 約 2,191.48 m²
- (3) 区域 市街化区域
- (4) 用途地域 近隣商業地域
- (5) 建ぺい率 80%
- (6) 容積率 300%
- (7) 防火地域 準防火地域
- (8) 周辺道路 [南側] 市道 (高槻駅松原線) 幅員約 14m
- (9) その他

① 市営弁天駐車場の解体工事に係る事項

- ・建設予定地に立地 (令和3年3月末まで営業)
- ・解体工事は高槻市が実施し、時期は令和3年5月から令和4年2月頃の予定
- ・地中に埋設する全ての杭を撤去する (以下②の鉄塔跡地を除く)。
- ・敷地北側 (線路側) の既存フェンス以外は基礎部も含めて撤去する。
- ・その他解体工事に係る図面は別紙1のとおりとする。

② 建設予定地内の鉄塔跡地に係る事項

- ・高槻市八丁西町 277 番 4、実測 84.36 m²
- ・電力会社が鉄塔敷地として利用していた経過があり、現在は鉄塔を撤去済み。
- ・当該鉄塔の撤去時に地表面から約 50cm までの深さにある基礎を撤去して土で埋戻しているため、地中に鉄塔基礎等の一部が埋設されている可能性がある。
- ・電力会社から当時の設計図等がなく、埋設物の詳細は不明との報告を受けている。
- ・令和3年2月8日付けで高槻市へ所有権移転登記済み。
- ・高槻市が市営弁天駐車場の解体工事の際に地表面から 1 m の深さまでの基礎を撤去した後、土で埋戻しを行う。また、鉄塔跡地を囲むフェンスの撤去、植栽処分も行う。

2 リース物件

- (1) 構造 鉄骨造
- (2) 規模 延床面積 約 1,000 m²
- (3) 使用目的 夜間及び休日における発熱やケガ等の軽症の救急患者を治療する。
- (4) リース期間 (予定)
令和5年1月13日 (金) から令和20年1月12日 (火) まで (15年間 計 180 か月)
 - ① 物件の引渡しは、リース期間の初日とする。
 - ② リース期間の初日にリース物件の所有権を高槻市へ移転する。
- (5) 契約上限額
523,000 千円 (消費税及び地方消費税等額を含む。)

(6) 支払方法

支払額、支払日等は以下及び別紙2の案のとおりとする。

- ① 各年度の支払額の2分の1に相当する額を上半期分として10月末日までに、残額を下半期分として翌年度の4月末日までに支払う。
- ② 初回（令和4年度分）の支払いは、その全額を翌年度の4月末日までに支払う。
- ③ 最終回（令和19年度下半期分）の支払いは、その全額を2月末日までに支払う。
- ④ 受注者は、各支払対象期間の終了する日の翌月15日までに高槻市に請求する。

(7) 瑕疵・保守

- ① 瑕疵、不具合等が認められた場合、直ちに受注者の責任をもって、補修、調整等を行い、正常な状態で使用できるようにすること。
- ② 建築基準法第12条の定期点検は、リース物件の管理運営を行う指定管理者（高槻市が指定する別団体）が実施するため、原則として受注者による点検は行わない。

(8) 保 険

工事期間中において、受注者はリース物件に損害保険等を付保し、保険証書の写しを高槻市に提出すること。なお、その費用は全て受注者負担とする（租税公課等が発生する場合はこれも含む）。

(9) 所有関係

物件・設備等は、建設期間中においては受注者の所有物件とし、リース期間の初日以降においては高槻市の所有物件とする。

(10) 土地使用関係

建設期間中における土地の使用及びその使用料は、高槻市行政財産使用料条例第2条に規定する使用許可申請を行うとともに、同条例第8条に規定する使用料減免申請を行うこと。

(11) 公租公課

リース期間の初日にリース物件の所有権を高槻市へ移転するため、受注者は負担しない。

(12) 契約解除

- ① 高槻市が必要であると認める場合、この契約を解除することができる。
- ② 高槻市は契約解除に伴うリース料の積算額を受注者に支払うものとする。その際の積算額は協議して定める。

(13) その他

- ① 本要求水準書に記載がない事項及び疑義が生じた場合、高槻市財務規則に定めるほか、高槻市の指示に従うこと。
- ② 建築確認に係る検査完了後、高槻市が引渡しより前に自己の責任の下、リース物件への医療器機等の搬入を希望した場合は許可すること。その際の搬入の時期、方法等は協議して定める。なお、搬入時にリース物件、その他に損害を与えた場合、その復元等は高槻市が行うものとし、疑義が生じた場合は協議する。

3 施設概要

- (1) 施設名 (仮称) 夜間休日応急診療所
 (2) 病床数 無床
 (3) 診療科目 小児科、内科、外科、歯科
 (4) 診療時間

診療日・診療科別の診療時間は次のとおり（現行どおり）。

	小児科	内科	外科	歯科
平日	21時～翌7時	21時～翌7時	21時～翌7時	—
土曜日	15時～翌7時	15時～翌7時	15時～翌7時	—
日祝日 (年末年始)	10時～翌7時	10時～翌7時	10時～翌7時	10時～17時

(5) 診療体制

1日当たりの最大従事人数は次のとおり。

単位：人

	医師			歯科 医師	看護師	薬剤師	技師		歯科 衛生士	事務	合計
	小児科	内科	外科				検査 技師	放射線 技師			
平日	2	1	1		4+ α	2	1	1		1+ α	13+ α
土曜日	2	1	1		5+ α	2	1	1		2+ α	15+ α
日祝日	2	1	1	1	6+ α	2	1	1	2	3+ α	20+ α
年末 年始	3	2	1	3	8+ α	4	1+ α	1	3	7+ α	33+ α

(6) 想定患者数 約 30,000 人/年

小児科	内科	外科	歯科	合計
15,000 人	10,000 人	4,700 人	300 人	30,000 人

[参考] 1日当たりの平均患者数は次のとおり（現施設の実績値に基づく）

① 繁忙時期（概ね12月から2月頃）	約140人/日
うち、年末年始のみ（12月29日から1月3日）	約480人/日
② 通常時期（繁忙時期を除いた時期）	約70人/日

(7) 駐車場

約50台を確保すること。なお、軽自動車専用スペースを設けることも可。

(8) 必要諸室

「6(3) 室条件シート一覧」に掲げる必要室一覧の室を確保すること。ただし、提案により、指定規模の範囲内で複数の室をまとめる又は記載のない室を追加することも可。

4 建築物概要

(1) 一般注意事項

① 許認可等

- ・ 建築基準法その他、各種法令規則を遵守すること。
- ・ 大阪府福祉のまちづくり条例に適合させること。
- ・ 契約の締結後、受注者は速やかに本要求水準書に基づき、詳細設計、申請資料等を作成し、本業務に係る必要な関係官公庁等との調整、申請手続き等を行うこと。なお、その費用は全て受注者負担とする。
- ・ 建設予定地の北側は線路と隣接しており、事前に鉄道事業者と打ち合わせを行うこと。

② 測 量

- ・ 西側隣地（市営バス待機場）との一体的な敷地の分筆、境界明示、丈量図作成を行うこと。なお、市営弁天駐車場の解体工事と同時期に行うことになるため、日・祝日での実施も想定しておくこと。
- ・ 高槻市八丁西町 277 番 4 及び 273 番 1 について、地積更正、分筆等、高槻市が指定する登記申請に必要な境界確定、地積測量等を法務局と協議の上で行うこと。

③ 地盤調査

- ・ 必要なボーリング調査を行うこと。

④ 設 計

- ・ プロポーザル手続きによる最優秀提案事業者の決定後、詳細な設計内容について高槻市と協議を行い、速やかに必要な設計図書及びイメージパースを提出すること。

⑤ 安全管理

- ・ 労働安全衛生法に基づき、労働の安全、衛生及び整理整頓、公害防止、周辺への配慮など、工事場所の安全管理に常に万全を期すこと。
- ・ 工事時間中は、交通誘導員及び現場代理人を常時配備させるとともに、鉄道事業者の指示に従って特別な警備員を配備すること。
- ・ 工事時間中は、高槻市及び工事現場との連絡を確実に取れる体制とすること。
- ・ 工事時間中は、付近の環境及び風紀を保持し、防犯に協力すること。
- ・ 主要資材搬入時など、特に工事関係車両の通行が増加する場合、一般通行人の安全確保等を徹底すること。
- ・ 工事関係車両は、必ず工事現場内で洗車してから退場すること。万が一、道路を汚した際には直ちに洗浄すること。
- ・ シンナー等は、工事現場、倉庫などで厳重に保管し、また、車両に搭載した状態で車両を離れる場合は、盗難防止措置を講じること。
- ・ 火気を使用する場合、適切な消火設備、防災シートなどを設けるとともに、取り扱いには十分注意すること。
- ・ 工事作業が原因と認められる家屋、道路、上下水道、ガス、電気、電話等に損傷が発生した場合、最優先して修復、復旧等を行うこと。
- ・ 工事中の近隣住民との調整は、原則として受注者が行うこと。
- ・ 工事に伴い発生する騒音、振動、臭気等に関して苦情が出た場合、受注者が対応する

こと。

- ・夜間等における不法侵入を防止するなど、工事範囲内の保安管理を行うこと。

⑥ 発生材の処理

- ・産業廃棄物は、建設リサイクル法の主旨に基づき分解解体等の上、所定の手続きを行い施工し、その費用は全て受注者負担とする。
- ・構外へ搬出する場合、関係法令などに従い適切に処理すること。
- ・建設工事に係る資源の再資源化に関する法律その他関係法令を遵守し、環境の保全に努めるとともに、高槻市が推進している環境への配慮計画に積極的に取り組むこと。

⑦ 完成図等

- ・「4 (1) ②測量」に記載の高槻市が登記を行う際に必要となる法務局への提出資料一式を提出すること。
- ・工事完成後、完成図、機器完成図を作成し、次のとおり高槻市に提出すること。

完成図 2 冊、機器完成図 2 冊

図面データ (CD-R 等) : JWW SXF (又は DXF) PDF
 その他任意の CAD 形式 JPEG もしくは TIFF

(2) 建築仕様条件

- ・建築基準法その他、各種法令規則を遵守すること。
 - ・大阪府福祉のまちづくり条例に適合させること。
 - ・全室に用途や使用目的がわかるよう「室名表示」を設けること。
 - ・机、椅子、設備機器等の備品配置案を破線で表示させること。
 - ・外部及び内部仕上げは、提案による。
- ただし、エックス線の設置室は関係法令等を遵守したものとすること。

(3) 外構仕様条件

① 駐車場

- ・敷地内に約 50 台を確保し、配置案を提示すること。
- ・一部で軽自動車専用スペースを設けることも可。
- ・救急搬入口付近に救急車の駐車場所を設けること。
- ・アスファルト舗装、車止め、ライン引きを行うこと。
- ・駐車場の整備に係る必要な設備、看板等を設置すること。
- ・駐車場の運営及び駐車場設備の保守・定期点検等は本業務に含めないこと。

② 駐輪場

- ・敷地内に必要台数を確保し、配置案を提示すること。
- ・屋根付、腰壁付を設けること。

③ 屋外看板 (夜間でも明確にわかるものとして以下に一例を記載)

▶ 建物

- ・チャンネル文字 外壁南面、西面、東面 (診療所名)
- ・袖看板 外壁面 (救急搬入口)
- ・ウインドシート 出入口ドアガラス
(診療所名、診療科目、診療時間、連絡先、救急搬入口等の案内)

➤ 敷地内

- ・野立て看板 (診療所名、駐車場案内、駐車料金)

(4) 設備仕様条件

- ・酸素供給設備及び吸引供給設備は、中央配管方式ではなく、可搬型の酸素ボンベ又は吸引機による供給とすること。
- ・診療中に停電等が発生した場合でも、自動ドア、照明、電子カルテ等の必要最低限の施設機能及び診療機能を維持できるよう、自家発電装置を設置すること。
- ・施設の出入口など防犯対策に配慮すること。
- ・外灯は防犯対策も考慮し、建物周囲及び駐車場に設置すること。
- ・必要に応じて受変電設備等主要機器、機械室等の設置を検討すること。
- ・医療用コンセント3ピンタイプを標準とし、各室の適所に配置すること。
- ・地デジ対応アンテナを設置すること。
- ・消防用設備は消防法、関連法規に基づき設置すること。
- ・テレビアンテナを設置し、事務室、待合ホール、医局（控室）、ナースステーション、会議室にTV接続端子を設置すること。
- ・電話、放送、警備保障院内、LAN（配線も含む）の配管をみておくこと。
- ・費用対効果を検証した上で、オール電化システムを活用した提案も可。
- ・エレベーターを設置する場合、車椅子やストレッチャーが十分に入るスペースを確保すること。
- ・エレベーター、空調設備等の定期的なメンテナンスは、その都度、高槻市が対応するため考慮しないこと。ただし、メーカー保証期間内に発生したメンテナンスは除く。
- ・給水設備は、市営弁天駐車場で現在使用している口径が30Aのため、新施設の規模、機能等を踏まえ、受注者が増径工事を行うこと。
- ・建設予定地とその西側に隣地する市営バス待機場は一体的な敷地となっており、建設予定地側にバス待機場への給水設備が埋設されているため、敷地分筆に当たり、給水設備のバス待機場への引き込み位置の移設も併せて行うこと。
- ・排水設備は、建設予定地内に排水柵がないため、敷地分筆に当たり、前面道路（高槻駅松原線）の地下約4mに位置する下水道本管まで繋ぎ込む工事等を受注者が行うこと。
- ・給水設備工事は、出来る限り竣工直前に行うよう努めること。

(5) その他仕様条件

① 鉄塔跡地の利用制限

- ・本要求水準書1(9)②のような状況であることから、駐車場として整備することが望ましい。

② 市営弁天駐車場の解体後から工事着手までの準備事項

- ・診療所の工事着手までの安全管理上、市営弁天駐車場の解体工事完了後の工事フェンス解体時に、受注者が敷地東側、南側、西側に簡易フェンスを設置すること。

③ 前面道路の掘削及び舗装

- ・建設予定地の南側に位置する市道（車道及び歩道）は、令和2年度中に高槻市が行う改修工事エリアの一部に含まれているため、給水設備及び排水設備の工事等が完了次第、別紙3の仕様に基づき歩道的美装化及び車道の舗装を行うこと。なお、車道舗装

の復旧範囲、乗入れ構造等については、高槻市開発事業の手続き等に関する条例に基づき関係部署と協議を行うこと。

5 その他

- ・高槻市との打合せ議事録及び協議議事録を事後速やかに作成し、高槻市に提出すること。
- ・工事着手前に高槻市が実施する近隣住民への工事説明会に出席し、工事内容等に係る資料作成、説明、質疑対応等に協力すること。
- ・受注者は申請等の全ての必要関係書類一式を作成し、管理保管及び必要部署へ自ら提出を行うこと（必要に応じて関係部署との協議を行うこと）。また、書類の訂正時も自ら行うこと。
- ・高槻市の議会、各監査等による質疑の回答に協力すること。
- ・リース物件の引渡し後においても、それに係る質問が生じたときは、受注者は原則として無償で質問に対する回答書の作成に協力すること。
- ・高槻市が本要求水準書に記載の提出書類以外に必要と認めたものに対しても、受注者に提出を求めることができる。
- ・質疑不明点等があれば必ず高槻市に報告・連絡・相談して指示を仰ぐこと。また、自らの判断で行った行為については自らの責任をもって対応すること。

6 室毎の要求事項及び仕様

「6(3) 室条件シート一覧」の各室について、室毎の要求事項及び仕様を「7 室条件シート」に示す。なお、室条件シート及び各室項目の基本的な考え方は次のとおり。

(1) 基本的な考え方

室条件シートでは、各室の機能や性能等の要求事項を示している。受注者は、詳細設計を行う際に、高槻市と十分に協議しながら要望を整理して室条件の見直しを行うこと。特に施設整備に備え付けるものや医療機器に必要な設備・構造、備品レイアウトと合致した室計画を行うこと。見直しの内容につき高槻市と協議が必要な場合は、速やかに協議を行うこと。

(2) 各室項目の考え方

I 具体的な作業内容、使用目的
・具体的な作業内容や使用目的等を示す。
II 空間に求めるもの
・空間に求める要望等を具体的に示す。
III 必要な設備
・作業内容から設置が想定される設備を示す。
IV 使用する主な備品
・使用することが想定される備品等を示す。※受注者側での調達は不要
V その他
・その他必要なものを示す。

(3) 室条件シート一覧

No.	室名
1	診察室 7室〔小児科3、内科2、外科1、予備室1〕
2	診察室〔歯科〕
3	処置室
4	観察室
5	検査室
6	エックス線室
7	操作室
8	薬局
9	事務室
10	待合ホール
11	玄関・風除室
12	廊下
13	トイレ（一般患者用）〔男子、女子、多目的〕
14	トイレ（医療スタッフ用）〔男子、女子〕
15	授乳室
16	医局〔控室、当直室4〕
17	ナースステーション
18	職員玄関
19	会議室
20	倉庫
21	廃棄物庫（医療用・一般用） 2室
22	感染症患者エリア

7 室条件シート

室条件シート

No.	1	室名	診察室 7室〔小児科3、内科2、外科1、予備室1〕
-----	---	----	---------------------------

1 室条件

利用者	患者、家族、 医師、看護師	在室者数	4人程度	想定面積	12 m ² 程度
-----	------------------	------	------	------	----------------------

2 要求事項

I 具体的な作業内容、使用目的
患者の診察等
II 空間に求めるもの
(1) 待合ホールに近接させること。 (2) 処置室、観察室、レントゲン室（外科のみ）に近接させること。 (3) 裏側はバックヤード通路で繋げ、扉越しから各室内の状況を見ることができるよう医療スタッフの作業動線を短縮化し、診療の円滑化が図られるように配慮すること。 (4) 車椅子、ストレッチャーが十分に入るスペース及びそれらが通過できる扉幅があること。 (5) 患者のプライバシーを確保し、遮音性能を有すること。 (6) 明るく清潔で落ち着いた内装とすること。 (7) 小児科の壁や天井は子どもの恐怖心を緩和できる色、絵等を使用すること。 (8) 嘔吐物を処理（掃除）しやすく、滑りにくいものとする。
III 必要な設備
カーテン、カーテンレール、患者呼び入れマイク、固定電話、3ピンコンセント、照明、洗面器（自動センサー）、ハンガー引き戸、LAN配線等
IV 使用する主な備品
椅子、エコー（小児科・内科）、患者用椅子、酸素ボンベ、診察台、デスク、パソコン、プリンタ、无影灯（外科）、モニター等
V その他

室条件シート

No.	2	室名	診察室〔歯科〕
-----	---	----	---------

1 室条件

利用者	患者、家族、歯科医師、歯科衛生士	在室者数	4人程度、 (繁忙期8人程度)	想定面積	30 m ² 程度
-----	------------------	------	--------------------	------	----------------------

2 要求事項

I 具体的な作業内容、使用目的	
患者の診察等	
II 空間に求めるもの	
<p>(1) 歯科診察台を2台設置する想定で、コンプレッサー、バキュームポンプ、その他必要な配管を設けること。</p> <p>(2) コンプレッサー及びバキュームポンプの設置場所は提案による。</p> <p>(3) エックス線室について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室内にエックス線室（歯科専用）を設けること。 ・エックス線室である旨を示す標識を付すこと。 ・管理区域である旨を示す標識を付け、人がみだりに立ち入らないような措置を講じること。 ・エックス線装置の使用中は、出入口にその旨を表示できるようにすること。 ・別に操作室を設けずにエックス線室外で装置を操作することを想定しておくこと。 ・壁、天井、床、ドア、窓等で区画すること（遮蔽材は必ずしも鉛でなくても良い）。 ・換気扇、空調、電気ケーブルの穴等、区画ができない部分には漏洩を防ぐ処置をすること。 ・ドアは放射線を遮断する材質とすること（鉄ドア等）。 ・エックス線室の目の付きやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項（患者向け、従事者向け）を掲示すること。 <p>(4) 義歯修理など技工を要する処理は行わないため、それに係るスペースは考慮しないこと。</p> <p>(5) 車椅子が十分に入るスペースがあること。</p> <p>(6) 明るく清潔で落ち着いた内装とすること。</p> <p>(7) 嘔吐物を処理（掃除）しやすく、滑りにくいものとする。</p>	
III 必要な設備	
固定電話、3ピンコンセント、照明、洗面器（自動センサー）、LAN配線等	
IV 使用する主な備品	
コンプレッサー、歯科診察台2台、収納棚、バキューム、パソコン、プリンタ、モニター等	
V その他	
医療法施行規則等に定める基準を遵守すること。	

室条件シート

No.	3	室名	処置室
-----	---	----	-----

1 室条件

利用者	患者、医師、 看護師	在室者数	—	想定面積	10～15 m ² 程度
-----	---------------	------	---	------	-------------------------

2 要求事項

I 具体的な作業内容、使用目的
患者の救急処置
II 空間に求めるもの
(1) 診察室に近接させること。 (2) 各種処置ユニットの設置が可能な空間とすること。 (3) ストレッチャーが十分に入るスペースがあること。 (4) 嘔吐物を処理（掃除）しやすく、滑りにくいものとする。
III 必要な設備
汚物流し（自動センサー）、カーテン、カーテンレール、固定電話、3ピンコンセント、照明、洗面器（自動センサー）、LAN配線等
IV 使用する主な備品
患者用椅子、酸素ボンベ、除細動器、診察台、心電図、无影灯（外科用）等
V その他

室条件シート

No.	4	室名	観察室
-----	---	----	-----

1 室条件

利用者	患者、医師、 看護師	在室者数	—	想定面積	30 m ² 程度
-----	---------------	------	---	------	----------------------

2 要求事項

I 具体的な作業内容、使用目的
患者の医療処置（点滴等）
II 空間に求めるもの
(1) ナースステーションに近接させること。 (2) 経過観察用のベッドを3床程度が十分に入るスペースがあること。 (3) 車椅子、ストレッチャーが十分に入るスペースがあること。 (4) 嘔吐物を処理（掃除）しやすく、滑りにくいものとする。
III 必要な設備
カーテン、カーテンレール、固定電話、3ピンコンセント、照明、洗面器（自動センサー）、ナースコール、LAN配線等
IV 使用する主な備品
椅子、酸素ボンベ、診察台、パソコン、プリンタ等
V その他

室条件シート

No.	5	室名	検査室
-----	---	----	-----

1 室条件

利用者	検査技師	在室者数	1人程度 (繁忙期2人程度)	想定面積	20 m ² 程度
-----	------	------	-------------------	------	----------------------

2 要求事項

I 具体的な作業内容、使用目的
血液、尿等の検体検査
II 空間に求めるもの
(1) 待合ホールに近接させること。 (2) 検査用トイレを隣接させ、検査室との間に検尿コップを出す小窓を設けること。 (3) 検査用トイレは、多目的トイレを兼ねることも可。 (4) 各種検査装置の設置が可能な空間とすること。
III 必要な設備
汚物流し（自動センサー）、カーテン、カーテンレール、固定電話、3ピンコンセント、照明、洗面器（自動センサー）、LAN配線、ロッカー等
IV 使用する主な備品
簡易ベッド、生化学自動分析装置、生物顕微鏡・顕微鏡用デジタルカメラ、多項目自動血球計数装置、パソコン、プリンタ、冷蔵庫等
V その他

室条件シート

No.	6	室名	エックス線室〔医科〕
-----	---	----	------------

1 室条件

利用者	患者、放射線技師	在室者数	2人程度	想定面積	18 m ² 程度
-----	----------	------	------	------	----------------------

2 要求事項

I 具体的な作業内容、使用目的
エックス線の撮影
II 空間に求めるもの
(1) 別の諸室を経由せず廊下から直接入ることができるようにすること。 (2) 操作室に隣接させること。 (3) 待合ホールに近接させること。 (4) エックス線撮影装置の設置が可能な空間とすること。 (5) エックス線室である旨を示す標識を付すこと。 (6) 管理区域である旨を示す標識を付け、人がみだりに立ち入らないような措置を講じること。 (7) エックス線装置の使用中は、出入口にその旨を表示できるようにすること（電源と連動して点灯する表示灯の設置が望ましい）。 (8) 操作室との間の壁の一部を透明ガラス張りとすること（遮蔽ガラス）。 (9) 壁、天井、床、ドア、窓等で区画すること（遮蔽材は必ずしも鉛でなくても良い）。 (10) 換気扇、空調、電気ケーブルの穴等、区画ができない部分には漏洩を防ぐ処置をすること。 (11) ドアは放射線を遮断する材質とすること（鉄ドア等）。 (12) 廊下等に患者向けの放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。 (13) ストレッチャーをスムーズに動かせるように入口を広めにするとともに、撮影装置、撮影台が入るように室内は必要幅員（3.5m×5m）以上を確保すること。 (14) 撮影装置の仕様上、室内の天井高を2.8m以上確保すること。 (15) 機器を設置する可能性のある床及び天井を必要に応じて補強すること（「V その他」参照）。 (16) 嘔吐物を処理（掃除）しやすく、滑りにくいものとする。
III 必要な設備
3ピンコンセント、照明（調光）、表示灯（出入口）、LAN配線等
IV 使用する主な備品
エックス線撮影装置一式等 ※レントゲン装置を想定（CTは設置しない）
V その他
医療法施行規則等に定める基準を遵守すること。 【参考：現行設置機器の重量】 ・床設置：①高圧電圧装置 250kg、②立体スタンド 120kg、③診察台 290kg ・天井設置：①天井式X線管保持装置一式 約150～260kg

室条件シート

No.	7	室名	操作室
-----	---	----	-----

1 室条件

利用者	放射線技師	在室者数	1人程度	想定面積	8 m ² 程度
-----	-------	------	------	------	---------------------

2 要求事項

I 具体的な作業内容、使用目的
エックス線撮影装置の操作、執務、休憩、更衣等
II 空間に求めるもの
(1) 別の諸室を経由せず廊下から直接入ることができるようにすること。 (2) エックス線室に隣接させること。 (3) エックス線室との間の壁の一部を透明ガラス張りとする(遮蔽ガラス)。 (4) 操作室内等に従事者向けの放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。
III 必要な設備
カーテン、カーテンレール、固定電話、3ピンコンセント、照明(調光)、LAN配線、ロッカー等
IV 使用する主な備品
椅子、簡易ベッド、収納棚、操作機器、デスク、パソコン、プリンタ等
V その他
医療法施行規則等に定める基準を遵守すること。

室条件シート

No.	8	室名	薬局
-----	---	----	----

1 室条件

利用者	薬剤師	在室者数	2人程度 (繁忙期4人程度)	想定面積	40 m ² 程度
-----	-----	------	-------------------	------	----------------------

2 要求事項

I 具体的な作業内容、使用目的
薬品の管理、薬の調剤、患者への薬の説明及び受け渡し、休憩、更衣等
II 空間に求めるもの
(1) 待合ホール、事務室に近接させること。 (2) 一般患者及び感染症患者の両患者に対応できるよう工夫すること。 (3) 受付カウンターを設けること。 (4) 明るく清潔で落ち着いた内装とすること。 (5) 薬品の盗難防止等、薬品管理に十分に配慮すること。
III 必要な設備
受付カウンター、カーテン、カーテンレール、固定電話、3ピンコンセント、照明、洗面器（自動センサー）、LAN配線、ロッカー等
IV 使用する主な備品
簡易ベッド、錠剤台、電子天秤、パソコン、プリンタ、分包機、医薬品保管棚、冷蔵庫等
V その他

室条件シート

No.	9	室名	事務室
-----	---	----	-----

1 室条件

利用者	事務員	在室者数	—	想定面積	40 m ² 程度
-----	-----	------	---	------	----------------------

2 要求事項

I 具体的な作業内容、使用目的	
患者の受付、会計、その他事務作業、休憩、更衣等	
II 空間に求めるもの	
<p>(1) 待合ホール、薬局、玄関・風除室に近接させること。</p> <p>(2) 一般患者及び感染症患者の両患者に対応できるよう工夫すること。</p> <p>(3) 受付カウンターを設けること。</p> <p>(4) 明るく清潔で落ち着いた内装とすること。</p> <p>(5) 受付開口部を設ける場合はシャッター設置、施錠等ができるようにすること。</p>	
III 必要な設備	
インターフォン（事務室－施設入口〔外部〕間）、カーテン、カーテンレール、掲示板、固定電話、3ピンコンセント、照明、TV接続端子、分電盤等各種操作盤、LAN配線、ロッカー等	
IV 使用する主な備品	
椅子、コピー機、収納棚、デスク、TV、パソコン、プリンタ、FAX、サーバー等	
V その他	

室条件シート

No.	10	室名	待合ホール
-----	----	----	-------

1 室条件

利用者	来所者全般	在室者数	—	想定面積	180 m ² 程度
-----	-------	------	---	------	-----------------------

2 要求事項

I 具体的な作業内容、使用目的
患者及び家族の待ちスペース
II 空間に求めるもの
(1) 事務室、薬局に隣接させること。 (2) トイレ（患者用）に隣接させること。 (3) 診察室への動線が長くないよう配慮すること。 (4) 明るく清潔で落ち着いた内装とすること。 (5) 嘔吐物を処理（掃除）しやすく、滑りにくいものとすること。
III 必要な設備
3ピンコンセント、照明、スピーカー、TV接続端子、LAN配線等
IV 使用する主な備品
AED、記載台、自動販売機、TV、ロビーチェア等
V その他

室条件シート

No.	11	室名	玄関・風除室
-----	----	----	--------

1 室条件

利用者	来所者全般	在室者数	—	想定面積	20 m ² 程度
-----	-------	------	---	------	----------------------

2 要求事項

I 具体的な作業内容、使用目的
来所者全般の出入り
II 空間に求めるもの
(1) 事務室、待合ホールに隣接させること。 (2) 事務室への動線が長くないよう配慮すること。 (3) 段差のない床又はスロープを設置し、車椅子利用者等に配慮した空間とすること。 (4) 明るく清潔で落ち着いた内装とすること。 (5) 嘔吐物を処理（掃除）しやすく、滑りにくいものとすること。
III 必要な設備
インターフォン（施設入口〔外部〕－事務室間）、照明、二重自動ドア（内・外）等
IV 使用する主な備品
傘立て、車椅子、掲示板、玄関マット等
V その他

室条件シート

No.	12	室名	廊下
-----	----	----	----

1 室条件

利用者	来所者全般	在室者数	—	想定面積	—
-----	-------	------	---	------	---

2 要求事項

I 具体的な作業内容、使用目的
各室へ移動するための廊下、診察待ちのスペース
II 空間に求めるもの
(1) 車椅子が十分にすれ違うことができ、段差を設けないこと。 (2) 明るく清潔で落ち着いた内装とすること。 (3) 嘔吐物を処理（掃除）しやすく、滑りにくいものとすること。
III 必要な設備
3 ピンコンセント、照明、非常口誘導灯等
IV 使用する主な備品
ロビーチェア等
V その他

室条件シート

No.	13	室名	トイレ（一般患者用）〔男子、女子、多目的〕
-----	----	----	-----------------------

1 室条件

利用者	来所者全般	在室者数	—	想定面積	40 m ² 程度
-----	-------	------	---	------	----------------------

2 要求事項

I 具体的な作業内容、使用目的
来所者全般が利用、ベビーおむつの交換
II 空間に求めるもの
(1) 待合ホールに近接させること。 (2) おむつ台、ベビーチェアが設置されている旨の表示を行うこと。 (3) 多目的トイレは、介助者による介助が可能なスペースを確保すること。 (4) 多目的トイレは、オストメイト対応とすること。 (5) 多目的トイレは、検査室を隣接させることにより検査用トイレを兼ねることも可。 (6) 明るく清潔で落ち着いた内装とすること。 (7) 嘔吐物を処理（掃除）しやすく、滑りにくいものとすること。
III 必要な設備
オスメイト（多目的）、親子対応トイレ（多目的）、おむつ台、緊急時ブザー（多目的）、自動ハンガー引き戸（多目的）、小便器（男子）、照明（人感知式）、掃除用流し・掃除用具入れ（男子）、手洗い、備品収納、ベビーチェア、洋便器等
IV 使用する主な備品
ごみ箱等
V その他

室条件シート

No.	14	室名	トイレ（医療スタッフ用）〔男子、女子〕
-----	----	----	---------------------

1 室条件

利用者	医療スタッフ全般	在室者数	—	想定面積	10 m ² 程度
-----	----------	------	---	------	----------------------

2 要求事項

I 具体的な作業内容、使用目的
医療スタッフ全般が利用
II 空間に求めるもの
(1) 患者エリアを通らない動線となるよう配慮すること。 (2) 明るく清潔で落ち着いた内装とすること。 (3) 嘔吐物を処理（掃除）しやすく、滑りにくいものとすること。
III 必要な設備
小便器（男子）、照明（人感知式）、掃除用流し・掃除用具入れ（男子）、手洗い、備品収納、洋便器等
IV 使用する主な備品
ごみ箱等
V その他

室条件シート

No.	15	室名	授乳室
-----	----	----	-----

1 室条件

利用者	来所者（母子）	在室者数	—	想定面積	10 m ² 程度
-----	---------	------	---	------	----------------------

2 要求事項

I 具体的な作業内容、使用目的
授乳、おむつ交換等
II 空間に求めるもの
(1) 待合ホール、トイレ（患者用）に近接させること。 (2) 授乳場所は引き戸扉等を設け、プライバシーを確保すること。 (3) 授乳室が設置されている旨を見やすい方法により表示すること。 (4) 明るく清潔で落ち着いた内装とすること。 (5) 嘔吐物を処理（掃除）しやすく、滑りにくいものとすること。 (6) 「利用中」であることが分かるサイン表示についても考慮すること。
III 必要な設備
衣類掛けフック、おむつ台（転倒防止が配慮されているもの）、照明（人感知式）、手洗い、ハンガー引き戸（自動）、ベビーチェア等
IV 使用する主な備品
椅子、ごみ箱、手荷物用棚、備品収納等
V その他

室条件シート

No.	16	室名	医局〔控室、当直室4〕
-----	----	----	-------------

1 室条件

利用者	医師	在室者数	—	想定面積	50 m ² 程度
-----	----	------	---	------	----------------------

2 要求事項

I 具体的な作業内容、使用目的
医師の休憩、執務、応接、更衣等
II 空間に求めるもの
(1) 医師が供用する控室スペースを設けること。 (2) 当直室（仮眠室）を4室程度設けること。 (3) シャワー室を設けること。
III 必要な設備
シャワー、照明、洗面器（自動センサー）、TV接続端子、LAN配線、ロッカー（当直室内）等
IV 使用する主な備品
椅子、応接用テーブル、簡易ベッド、収納棚、ソファ、TV、パソコン、プリンタ、ベッド等
V その他

室条件シート

No.	17	室名	ナースステーション
-----	----	----	-----------

1 室条件

利用者	看護師	在室者数	—	想定面積	30 m ² 程度
-----	-----	------	---	------	----------------------

2 要求事項

I 具体的な作業内容、使用目的
看護師の休憩、執務、応接、更衣等
II 空間に求めるもの
(1) 診察室、処置室、観察室に近接させること。
III 必要な設備
カーテン、カーテンレール、照明、洗面器（自動センサー）、TV接続端子、ナースコール、LAN配線、ロッカー等
IV 使用する主な備品
椅子、応接用テーブル、簡易ベッド2台、収納棚、ソファ、デスク、TV、パソコン、プリンタ等
V その他

室条件シート

No.	18	室名	職員玄関
-----	----	----	------

1 室条件

利用者	医療スタッフ全般	在室者数	—	想定面積	10 m ² 程度
-----	----------	------	---	------	----------------------

2 要求事項

I 具体的な作業内容、使用目的
医療スタッフの出入り
II 空間に求めるもの
(1) 患者エリアを通らない動線となるよう配慮すること。
III 必要な設備
照明、非常口誘導灯等
IV 使用する主な備品
傘立て、下駄箱、玄関マット等
V その他

室条件シート

No.	19	室名	会議室
-----	----	----	-----

1 室条件

利用者	医療スタッフ全般	在室者数	—	想定面積	60 m ² 程度
-----	----------	------	---	------	----------------------

2 要求事項

I 具体的な作業内容、使用目的
会議、打ち合わせ
II 空間に求めるもの
(1) 利用人数に応じて広さを変更できるように、移動パーティションや間仕切りを設けること。 (2) 明るく清潔で落ち着いた内装とすること。
III 必要な設備
照明、TV接続端子、LAN配線等
IV 使用する主な備品
椅子、TV、長机等
V その他

室条件シート

No.	20	室名	倉庫
-----	----	----	----

1 室条件

利用者	医療スタッフ全般	在室者数	—	想定面積	10 m ² 程度
-----	----------	------	---	------	----------------------

2 要求事項

I	具体的な作業内容、使用目的
	物品、機材等の保管
II	空間に求めるもの
	(1) 患者が入らないエリアに設けること。
III	必要な設備
	照明等
IV	使用する主な備品
	収納棚等
V	その他

室条件シート

No.	21	室名	廃棄物庫（医療用・一般用） 2室
-----	----	----	------------------

1 室条件

利用者	医療スタッフ全般	在室者数	—	想定面積	10 m ² 程度
-----	----------	------	---	------	----------------------

2 要求事項

I 具体的な作業内容、使用目的
医療用廃棄物及びそれ以外の廃棄物の保管
II 空間に求めるもの
(1) 患者が入らないエリアに設けること。 (2) 感染性廃棄物を保管する医療用廃棄物庫とそれ以外の一般廃棄物庫を隣接させること。 (3) 感染性廃棄物の保管室には感染性廃棄物である旨を表示するとともに、取り扱いの注意事項を掲示すること。
III 必要な設備
照明等
IV 使用する主な備品
V その他
廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行規則等に定める基準を遵守すること。

室条件シート

No.	22	室名	感染症患者エリア
-----	----	----	----------

1 室条件

利用者	感染症患者、 医師、看護師	在室者数	—	想定面積	100 m ² 程度
-----	------------------	------	---	------	-----------------------

2 要求事項

I 具体的な作業内容、使用目的
風疹、はしか等の感染症患者を専用とした診療エリア（待合室、診察室、トイレ）
II 空間に求めるもの
(1) 個室の待合室を2室程度設けること。 (2) 診察室を2室程度設けること。 (3) 処置室を設けること。 (4) 個室のトイレを設けること。 (5) 出入口から一般患者との動線を分けること。 (6) 事務室、薬局は一般患者エリアと共用できるよう工夫すること。 (7) 医療スタッフの作業動線に配慮すること。 (8) 患者のプライバシーを確保し、遮音性能を有すること。 (9) 陰圧機能を設けること。 (10) 明るく清潔で落ち着いた内装とすること。 (11) 嘔吐物を処理（掃除）しやすく、滑りにくいものとする。
III 必要な設備
陰圧設備、固定電話、3ピンコンセント、照明、洗面器（自動センサー）、LAN配線等
IV 使用する主な備品
椅子、患者用椅子、診察台、デスク、パソコン、プリンタ、モニター等
V その他

8 参考資料（別添）

- (1) 別紙 1：市営弁天駐車場の解体に係る図面
- (2) 別紙 2：リース料支払一覧表案
- (3) 別紙 3：市道の舗装に係る仕様（弁天駐車場前の道路工事について）
- (4) 給排水設備図面
- (5) 建設予定地の現施設（市営弁天駐車場）のボーリング調査資料
- (6) 現施設（高槻島本夜間休日応急診療所）平面図
- (7) 公図
- (8) 実測平面図
 - ・高槻市八丁西町 277 番 4（鉄塔跡地）
- (9) その他建設予定地に関する図面
- (10) 高槻島本夜間休日応急診療所条例（昭和 53 年 4 月 1 日条例第 12 号）